

1. 開発ファイナンスとは

開発ファイナンス (developmental finance) とは、先進国 (概ね一人あたり GNI が 10,000 ドル以上) が、発展途上国 (概ね一人あたり GNI が 10,000 ドル未満) の国に対して供与する譲許的 (注 1) 資金のことである。

このうち、OECD (経済協力開発機構) が 1969 年に定めた条件 (注 2) に適合するものは、ODA (政府開発援助) と呼ばれる。また、ODA の供与を中心にする、先進国による発展途上国の経済社会開発支援は、開発援助 (developmental assistance) と呼ばれる。すなわち開発ファイナンスとは、開発援助を包含する概念である。

開発援助の供与対象は、学校、病院等の社会セクターと電力、港湾、道路、工業団地等の経済セクターに 2 分することができる。ODA の形態には、(二国間) 贈与 (無償資金協力)、(二国間) 借款 (有償資金協力)、(二国間) 技術協力 (資金としては贈与扱い)、国際機関等への拠出等 (資金としては贈与扱い) があるところ、一般的には、社会セクターに対しては贈与が多用される一方、経済セクターに対しては借款が多用される。

開発ファイナンスの供与対象は、主として経済セクターである。すなわち借款形態の ODA (日本の場合には円借款) は開発ファイナンスの重要な一部である一方、開発ファイナンスの手法はそれに限定されるものではない。日本は、円借款の供与を開始した 1950 年代半ば以降 21 世紀に入るまで、経済セクター向けの開発ファイナンスの手法としては、圧倒的に円借款を重視してきた。一方、21 世紀に入ると、以下の 2 つの要因から、円借款以外の形態の開発ファイナンス手法を検討する動きが強まった。

第 1 の要因は、日本経済の苦境を背景に、日本企業の案件受注に直結する形態の開発ファイナンスの供与に対する産業界からの希望が大きく強まったことである。一方で、借款形態の ODA である円借款は、OECD の規制 (注 3) により、日本企業の案件受注に繋げることが著しく困難になっている。

第 2 の要因は、特に 1980 年代以降、証券化を中心に、新しい金融手法が著しい発展を見せたことである。円借款は 1950 年代半ばに、ODA の概念自体も 1960 年代後半に組み立てられたものであり、当然ながら、そのような新しい金融手法の成果は盛り込まれていない。

2. Viability Gap Finance を中心とする Mega Project Finance Initiative

新しい開発ファイナンス手法として注目されている第 1 の形態は、Viability Gap Finance を中心とする Mega Project Finance Initiative である。これは、案件全体のファイナンスを、赤字補填 (viability gap finance)、デット、エクイティの 3 部分から構成されるプロジェクト・ファイナンスとして構成する手法であり、デット部分については、

融資だけではなく、証券化の手法も広く採用する。2008年、経済産業省が発表した。

開発ファイナンスが供与される案件は、経済セクターであっても、商業性がない（それゆえに政府から譲許的資金が供与される。）。円借款制度創設当時はプロジェクト・ファイナンス、証券化等の技術が未発達であったため、このような商業性のない案件に対しては、その案件全体に対して譲許的資金を供与するという方法しか実用的な方法がなく、それゆえに円借款等借款形態のODA資金が供与され続けてきた。

一方、21世紀の金融技術を用いれば、譲許的資金の投入は赤字（viability gap）部分だけとし、残りをプロジェクト・ファイナンスとして商業金融に委ねることが可能になる。その方法により、限られた量の譲許的資金を用いて、多くの案件を推進することが可能になる。赤字部分の量の決定については、インドのインフラ公社（IIFCL）が行っているように、入札方法を用いることが有効である。

この考え方に立脚し、円借款の供与を赤字補填だけに限定すべきとする考え方は、2008年の政府間協議において、インド政府から日本政府に対して提案があった。

3. PPP2.0 (coviviality finance)

第2の形態は、Mega Project Finance Initiativeの基本的な枠組みは踏襲しつつ、証券化の部分について、いわゆるニュー・キャピタリスト（サイバー・アクティヴィズム）の手法を採用するものである。官民協調と訳されるPPP（Public Private Partnership）は、政府と民間企業の協調を意味する。一方、ニュー・キャピタリストの手法に立脚すれば、開発ファイナンス分野においては、民間企業だけではなく、（ICTによりエンパワーされた）市民（Netizen）も重要な役割を果たすことが可能になる。これゆえ、政府と民間企業の協調の意味におけるPPPをPPP1.0と称し、これに対して政府、民間企業及びNetizenの協調の意味におけるPPPをPPP2.0と称するものである。

PPP2.0の考え方に立脚する開発ファイナンスの方法論については、2009年春、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院のセミナー（注4）において発表された。

（注1）：商業金融に比べて条件（terms and condition）が借り手にとって有利に設定されていること。英語ではconcessional。

（注2）：政府間ファイナンスであること、譲許性基準（grant element）が25%以上であること、及び平和目的（軍事目的ではない）であること、の3条件。

（注3）：ODAのモダリティは、OECD輸出信用アレンジメントの規制を受ける。1987年ワレン・パッケージ改訂及び1991年ヘルシンキ・パッケージ改訂により、借款形態のODAを自国企業の受注に繋げることは厳しい規制を受ける。

（注4）：ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院（SAIS）がフランシス・フクヤマ教授のコーディネートによって、ストロス・カーン IMF 事務局長を講演者として招いて開催した会議、New Ideas in Development after the Crisis。

